

平成25年度

健診を受けて、健康チエックしよう！

「すこやか市民健診」

申込期間 2月25日(月)～3月15日(金)

健診は年に1度、1～2時間程度です。健康状態を確かめるため、健診を受けて健康管理に努めましょう。
《問合せ》健康増進課 ☎24-11127

■事前申込みが必要ですよ

すこやか市民健診は、全て予約制です。受診を希望する方は、事前に申し込みください。なお、次の方に受診申込書を送付します。

- ・過去3年間に受診した方
- ・豊岡市国民健康保険(国保)に加入の40～74歳の方
- ・平成25年度に40歳になる方
- ・国が示すがん検診推進対象年齢の方

※受診申込書が届かない方は、電話で申し込みください。

■健診を受診するまでの流れ

- ①案内：2月25日発行の市広報紙と一緒に「すこやか市民健診のご案内」を全戸配布します。
- ②申込み：期間内に、健康増進課に申し込みください。
- ③受診票の送付：5月以降、順次、個別に郵送します。案内

内した受診日時を確認してください。都合の悪い場合は日程変更ができますので、健康増進課に連絡してください。

- ④受診：受診票を持参の上、案内した健診日・会場で受診してください。健診期間は5～12月(8月を除く)です。
- ⑤結果票の送付：受診日から約1カ月後に、結果票を送付します。

■女性のがん検診

・子宮頸がん検診・乳がん検診(マンモグラフィ)が同時に受診できる日「レディースデー」があります。※一部実施できない地域や会場があります。

・日高医療センターでの女性のがん検診(子宮頸がん検診・乳がん検診)の申込みは、すこやか市民健診と同時に受け付けます。

■その他の健診

- すこやか市民健診以外にも次の受診方法があります。
- ①登録医療機関での個別健診
基本健診のみ(40～74歳の豊岡市国保加入者)
 - ②公立病院での人間ドック
基本健診+各種がん検診など(40歳以上の方・助成は基本料金のみ)

■肝炎ウイルス検診は、一生に一度は必ず受けよう！

※健診の受診は年1回です。で、いずれか一つを選択してください。

■一時保育付き健診日

子育て中のお父さんやお母さんが健診を受けやすいように、健診会場で一時保育を利用できる健診日を設けます。一時保育対象者は1歳6カ月～就学前です。一時保育希望の方は電話で申し込みください。

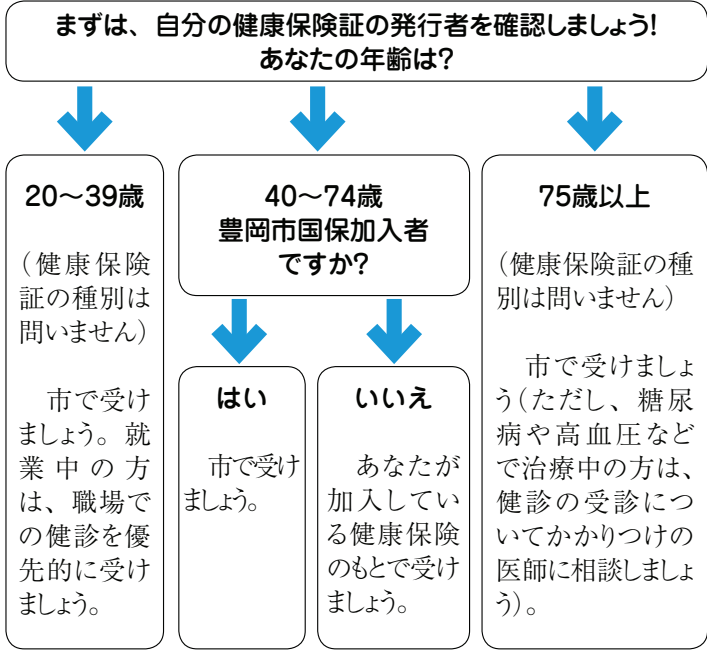
〈健診の内容〉

受診項目		対象者
基本健診	生活習慣病予防健診	20～39歳の方
	特定健診	40～74歳の豊岡市国保加入者
	後期高齢者健診	75歳以上の方
がん検診	肺がん	40歳以上の方
	胃がん	
	大腸がん	
	乳がん	40歳以上の偶数年齢の方
	前立腺がん	50歳以上の方
	子宮頸がん	20歳以上の方
	肝炎ウイルス検診	・40歳の方 ・過去に受診したことがない方
	歯周病検診	20～70歳の偶数年齢の方
	腹部超音波検査	40歳以上の方

健診受診者の声

初めて受けたがん検診で結果は要精検。ショックだったけど早く病気が見つかり治療もできたので、検診を受けて本当に良かったです。

あなたは、どこで基本健診を受けますか？



※がん検診は、健康保険証の種別に関係なく「すこやか市民健診」で受診できます。

地域包括支援センターだより

「成年後見制度を」存じですか

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度です。

この制度には、将来、判断能力が不十分になったときに備えて、財産の管理などを任せられる方があらかじめ自身で選んでおく「任意後見制度」と、判断能力が不十分な方が対象の「法定後見制度」があります。

《問合せ》 高年福祉課地域包括支援センター ☎ 24-24409

任意後見制度とは？

本人が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自身の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。これにより、任意後見人が本人を代理して契約などを行うことができ、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になります。

法定後見制度とは？

家庭裁判所が本人にとつてどのような支援が必要なの

のかを考えた、家族や法律・福祉の専門家などから適する方を「後見人」として選ぶ制度です。



本人の判断能力に応じて、次のいずれかが決められます。

◆判断能力が欠けている方
「成年後見人」

例 重度の物忘れがあり、普段の買い物も一人ではできない方などが対象

「成年後見人」は、本人の財産を管理したり、本人に代

わって契約を交わしたりします。また、交わした契約を取り消すこともできます。

◆判断能力が著しく不十分な方
「保佐人」

例 軽い物忘れがあり、普段の買い物はできても、重要な取引行為などではできない方が対象

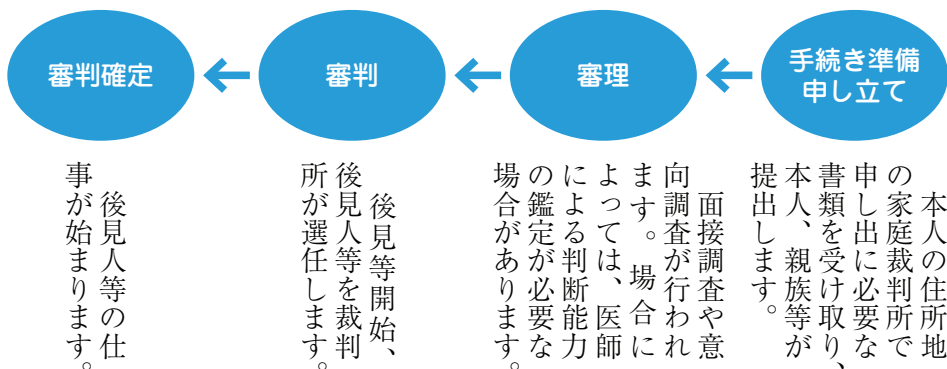
「保佐人」の同意を得ずに交わされた契約を、取り消すことができます。また、家庭裁判所に申し出て、決められた範囲に関して、契約の代理を行うことができます。

◆判断能力が不十分な方
「補助人」

例 日常の判断はできるが、重要な取引を行うことが難しい、不安がある方などが対象

家庭裁判所に申し出て、決められた範囲で契約の代理や取り消しなどを行うことができます。

成年後見制度利用までの流れ



地域包括支援センターでも、成年後見制度の相談を受け付けています。本人の生活状況から、成年後見制度の利用を提案したり、手続きの支援等を行います。

《地域包括支援センターの連絡先》

名称	住所	電話
豊岡地域包括支援センター	立野町12-12	24-2409
城崎・竹野地域包括支援センター	城崎町湯島625-9	32-4599
城崎・竹野地域包括支援センター(竹野分室)	竹野町須谷1478	47-1425
日高地域包括支援センター	日高町祢布891-2	42-0158
出石・但東地域包括支援センター	出石町福住1302	52-7015
出石・但東地域包括支援センター(但東分室)	但東町出合433-1	54-0515